

# マイナンバーカードを 健康保険証として利用すると、 便利なことがいっぱい！



## どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられる！

- 特定健診の結果や薬剤情報などは、本人の同意がなければ医師などの第三者が閲覧することはできません。
  - 同意の有無は、受診するごとに毎回確認することになっています。
- ※薬剤情報の閲覧は2021年10月開始（予定）。



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！

- 2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月（予定）から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。また、2021年11月（予定）から医療費通知情報の閲覧ができるようになります。



マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単に！

- 2021年11月（予定）から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

# オンライン資格確認システムと特定健康診査情報の取り扱いについて

## オンライン資格確認システムとは

---

オンライン資格確認システムは、マイナンバーカードや健康保険証を利用して、医療保険の資格確認がオンラインでできるようになる仕組みです。

## 特定健康診査情報の取り扱い

---

このシステムでは、富山県建設国民健康保険組合（以下「当国保組合」）に新たに加入した人の特定健診情報を、それまで加入していた健康保険からオンライン資格確認システムを通じて提供を受けることが可能となっています。

この提供にあたっては、加入者本人の同意を得ることは不要とされておりますが、この取り扱いについて希望されない場合は「不同意申請書」の提出が必要となります。

### 提供されない情報項目

特定健診情報には以下の項目があり、不同意申請により、そのすべてが旧保険者から当国保組合に提供されません。

- ・ 特定健診受診年月日
- ・ 特定健診情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）

### 申請による効果と注意事項

当国保組合にて、当国保組合加入以前のすべての特定健診情報を閲覧できないように設定します。

※ただし今後、当国保組合から別の健康保険に異動された場合は、異動後の健康保険に対しても不同意申請が必要です。（健診情報の提供を希望されない場合は、異動のたびに申請が必要となります。）

## 申請方法

---

別リンクより「不同意申請書」をダウンロードいただき当国保組合までお送りいただくか、もしくは当国保組合までお電話にてご連絡ください。

住所：〒939-8251 富山市西荒屋 25 番地の 4 富山県建設国民健康保険組合

TEL：076-428-8266

営業日時：月～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）8:30～17:00